

# 令和8年教育委員会第5回定例会会議録

開会日時 令和8年5月26日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時34分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂  
同職務代理者 久保 洋子  
委 員 壺 内 明  
委 員 谷 部 憲子  
委 員 井 口 信二  
委 員 田 中 健

## 議場出席委員

|                 |        |                 |        |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| ・教育次長           | 山崎 淳   | ・学校教育担当部長       | 山梨 智弘  |
| ・教育総務課長         | 羽田 颯   | ・学校施設課長         | 川端 嘉彦  |
| ・学校施設整備担当課長     | 加藤 義人  | ・学務課長           | 大倉 義雄  |
| ・教育指導課長         | 杉山 茂   | ・学校教育推進担当課長     | 駒形 康弘  |
| ・総合教育センター教育支援課長 | 二ノ宮 正信 | ・総合教育センター管理担当課長 | 松井 美貴子 |
| ・統括指導主事         | 青木 大輔  | ・統括指導主事         | 田辺 留美子 |
| ・地域教育課長         | 寒川 正敏  | ・放課後支援課長        | 宮 木 亮  |
| ・生涯学習課長         | 土居 真喜  | ・生涯スポーツ課長       | 張替 武雄  |
| ・中央図書館長         | 香川 幸博  |                 |        |

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺 内 明

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

**○教育長** おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、令和8年教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壺内委員にお願いいたします。

まず、本日、傍聴の申出はございませんが、本日の議案第34号から第38号まで及び報告事項等の2につきましては、議会の議案に関する案件のため、また報告事項等の5及び6につきましては、特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利・利益を害するおそれや公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○教育長** それでは、議案第34号から第38号まで、及び報告事項等の2、5、6につきましては非公開といたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が6件、報告事項等が9件、資料配付が3件でございます。

本日の議事の進行ですが、議案第34号と報告事項等の2は関連がある案件のため、議案第34号を上程した後、あわせて報告事項等2の説明をお願いしたいと思います。

それでは、議案第34号「令和8年度葛飾区一般会計補正予算（第1号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。あわせて、関連する報告事項等2の説明をお願いいたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第34号「令和8年度葛飾区一般会計補正予算（第1号・教育費）に関する意見聴取」につきましてご説明申し上げます。

まず、「提案理由」でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたので本案を提出するものでございます。

なお、本日の議案第35号から第38号につきましても同様でございますので、以降、提案理由のご説明については省略させていただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の「令和8年度葛飾区一般会計補正予算（第1号）」と書いています資料、こちらの10ページをお開きください。まず初めに、歳出予算からご説明申し上げます。第8款教育費第2項小学校費第1目学校管理費の、11ページにお移りいただきまして、1、小学校運営経費の（1）小学校運営事業経費でございますが、こちらは補正額1億106万8,000円でございます。内容といたしましては、小・中学校に配置しております副校長補佐及び小学校に配置しておりますエディケーション・アシスタントにつきまして、東京都教育委員会が時間外在校時間に係る基準を追加いたしまして、実質的に配置基準が拡大されたことに伴い、新たに基

準を満たすことになった学校に配置をするための費用を計上しているものでございます。

続きまして、その下、2、小学校維持管理経費の（1）校舎等改修経費の①校庭整備工事費でございますが、補正額4,640万円でございます。こちら、東綾瀬小学校の校庭改修工事につきまして、3月に契約が不調となり、今年度、再度入札を行うことに当たりまして、一般管理費等の計算方法の変更により共通費が増加したこと。また安全対策のため、交通誘導員の人員見直しなどを行ったことによる費用の増加が生じたことから、不足分を補正予算として計上しているものでございます。

さらにその下、②校舎増築工事費でございますが、補正額3,050万円でございます。こちらの内容でございますが、東金町小学校の校舎増築工事につきまして、既存の杭が劣化しておりまして、当初の工法では杭の破片が地中に残るというおそれがあることから、工法の変更に伴う費用、また高基礎の施行箇所に鉄筋コンクリートの残置物が発見されたことから、当該残置物の撤去費用として計上をしているものでございます。

10ページの中ほどになります。第6目、学校施設建設費、11ページの1、校舎建設経費の（1）水元小学校改築経費でございますが、こちら補正額5,340万円でございます。こちらの内容でございますけれども、水元小学校の既存体育館解体工事におきまして、工事発注後に実施したアスベスト調査において、屋内運動場の屋根材及び屋根材の下に張られております野地板から、新たにアスベスト含有建材が発見されたことから、それら屋根材と野地板の撤去にかかる費用を計上しているものでございます。

12ページをお開きください。第8款、教育費、第3項、中学校費、第1目、学校管理費の13ページにお移りいただきまして、1、中学校運営経費の（1）中学校運営事業経費でございますが、補正額2,148万7,000円でございます。こちらの内容でございますけれども、小学校費でもございましたが、副校長補佐につきまして、東京都教育委員会において実質的に配置基準が拡大されたということに伴いまして、新たに基準を満たすこととなった学校に配置をするための費用を計上しているものでございます。

続きまして、14ページでございます。第8款、教育費、第6項、社会教育費、第1目、社会教育振興費の15ページにお移りいただきまして、1、放課後支援事業経費の（1）学童保育クラブ運営助成経費でございますが、補正額432万8,000円でございます。こちらは私立学童保育クラブに対しまして、光熱水費の物価高騰分の補助を行うものでございます。

続きまして、16ページをご覧ください。第8款、教育費、第7項、社会体育費、第2目、社会体育施設建設費の17ページにお移りいただきまして、1、運動場等整備経費の（1）奥戸総合スポーツセンター改修経費でございますが、こちら補正額980万円でございます。こちらの内容でございますが、奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事におきまして、地中にコンクリートの廃材、いわゆるガラが多数見つかったということから、その撤去に要す

る費用を計上しているものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。ページをお戻りいただきまして、8ページをご覧ください。第14款、都支出金、第2項、都補助金の上から二つ目になりますけれども、第7目、教育費補助金の9ページ、お移りいただきまして、12、学校運営支援事業費でありますが、こちらの補正額、1億2,255万5,000円でございます。こちらでありますが、先ほど歳出予算の小学校費及び中学校費でご説明申し上げました、副校長補佐並びに小学校費でご説明いたしましたエディケーション・アシスタントの追加配置にかかる経費、こちらの特定財源となっているものでございまして、補助率は10分の10でございます。

補正予算につきましての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○教育長** 学校施設整備担当課長。

**○学校施設整備担当課長** それでは、報告事項等2「水元小学校の改築について」ご説明いたします。

資料をご覧ください。まず1の「屋内運動場解体工事について」でございます。(1)「経過」でございますけれども、当該工事の際、屋根材及び屋根下地から当初想定していなかったアスベスト含有建材の存在が判明したため、その撤去作業が必要となり、令和8年9月まで工期を延長することとなりました。これに伴いまして、アスベスト含有建材の撤去に係る経費及び工期延長に伴う経費を、令和8年度第一次補正予算案に計上するものでございます。

計上額につきましては、(2)解体工事費5,340万円でございます。(3)の「今後のスケジュール(予定)」につきましては、記載のとおりでございます。

次に2の「外構整備工事について」でございます。(1)「経過」でございます。外構整備工事につきましては、ただいま説明をいたしました、上記1の屋内運動場解体工事に引き続き施工する計画でございました。9月15日に行った当該入札におきまして不調となったため、今後の対応及び工事スケジュールについて、検討を行っているところでございます。

(2)の「今後の進め方」についてでございます。今後の対応及び工事スケジュールにつきましては関係各課と調整・整理の上、改めてご報告いたします。

説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、まずは順番を入れ替えまして、報告事項等2についてご質問等があればお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等2は終了といたします。

それでは、お戻りいただいて、議案第34号について、ご質問等はございますでしょうか。

久保委員。

**○久保委員** 勉強不足で、分からないので教えていただきたいのですが、11ページ、小学校の運営事業経費の中で「エデュケーション・アシスタント等雇上費」ということで、東京都から

の支出で全額、10分の10、出ているということなのですが、学校現場に久しぶりに行かせていただく機会が増えて、学校で、いろいろなスタッフの方に教育を支えていただいているという現状を見たときに、学校によって、学習支援員とかスクールサポーターとか、スキルアップ支援員なども含めて、いろいろな地域の方が応援に入ってきてくださっていることを目の当たりにしています。そういう方への手当が行っているのか。区分のところで報酬と職員手当と、二つに分かれているのですけれども、その辺の財政的な振り分けが見えておりませんで、教えていただければと思うのですが。

実際の学校現場では、こういうような方たちをできるだけ配置したい。ところが東京都としては、それは東京都でフォローできる部分ではないとかという、多分、ルールがあるのかと思っ

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず今回の補正予算につきましては、副校長補佐とエデュケーション・アシスタントの予算というところでございます。もともとの時間単価がございまして、期末手当、勤勉手当というところで、諸手当というところになってございます。

学校に入っている様々な会計年度任用職員につきましては、今回の都の補助金とはまた別個に、区で支払っていくところでございます。

以上でございます。

○久保委員 もう1回確認です。「エデュケーション・アシスタント等」といわれる「等」の中は、どんな方たちが対象になるのでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 基本的に副校長補佐も入っているところでございます。「等」の中に、エデュケーション・アシスタントと副校長補佐というところでございます。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 今回の補正予算の内容で申し上げますと、今回「エデュケーション・アシスタント等雇上費」のこの「等」の中で、今回の補正の中で申し上げますと、副校長補佐のみが入っているといった形になっております。

ですので、中学校費のところで行くと副校長補佐雇上費ということで、こちらは副校長補佐だけです。特に「等」とかが入っていないと。そういった形になっているものでございます。

○久保委員 確認ですけれども、副校長補佐という方は、教職員ではないという認識でよろしいですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 教職員の職員には入るのですが、教員ではないというところで、会計年度任

用職員というところでございます。

○久保委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私も一つ質問でございまして、先ほど報告事項4の中でもアスベストが発見されて、スケジュール変更とありましたけれども、こういった施設の改築工事や人員の配置というところは、実際どこもありますので、いろいろ予算を工面しながらやっていると聞いています。一方で今、この10年ぐらい人材不足ですとか、資材の高騰ですとか、最近ですと石油関係の調達が難しくなっているというところで、いろいろなところで、計画の変更がされていると思います。

実際のスケジュールの変更自体は、そこは実際に工事するとはいえ、学校には最低限の運営設備は残していると思うので、そこが問題ない限りは、期間を変更して対応するしかないかなと思っているのです。

一方で、予算については、限られたリソースの中で工面しながら進めていただいていると思いますが、やはり限界があると思います。そういったときに、どうしても事業の優先度づけというのをせざるを得ないのかなと思ひまして、その場合の考え方みたいのがあれば教えていただきたいと思います。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 事業の優先度づけというところで申し上げますと、教育委員会事務局といたしましては、必要な予算について、財政当局にはしっかり要求をしていくと。全体の中で、もちろん財源には限りがございますので、その中で、当然優先度というものもあって、金額は最終的に議会も通じて決まっていくわけでございますけれども、我々といたしましては、まず必要などころに対してどれぐらい経費がかかるか、無駄のないように積算をしながら、必要な予算については要求をしていくという考え方でやっているというところでございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知しました。運営する中で、課題ですとかやらなければいけないところがあるので、それを鑑みて計画を立てられているというところですかね。もし、特に建物とか施設の面ですとか、あと人の面というのはすぐに「では、増やしましょう」「つくりましょう」とできないので、そこが特に計画履行においては、優先度が高いのかなという認識があったのですが、そういうことでなく、都度考えていますよという理解でよろしいでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 特に建物といったところでいきますと、やはり改築ですとか、そういったところは非常に多額のお金もかかってくるところでございますので、こちらについては計画も立

てやっているというところでございます。

ただ、人件費については、必要な人員と言いますか、業務量がどのぐらいかというところもしっかり積算しながら、必要な人員を確保していく。そのあたりも人事と調整をしていくといったようなところで行っているところでございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 承知しました。いろいろ見通しがつきづらい世の中なので、事務局の皆さんは非常に苦勞されていると思いますし、これからもそれが続くと思うので、引き続きよろしくお願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 34 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第 34 号について原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 35 号「葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは、議案第 35 号「葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1 枚おめくりください。こちらに提出議案を添付してございますが、内容につきましてはさらに 2 枚おめくりいただきまして、4 枚目の右肩に「参考」とございます資料をご覧ください。

1 「工事の目的」でございます。葛飾区立鎌倉小学校につきましては、保全工事計画の対象物件として本工事を行うものでございます。

2 「契約の概要」でございますが、「工事件名」は「葛飾区立鎌倉小学校外壁改修（塗装）工事」でございます。「工事箇所」「契約の方法」については記載のとおりでございます。「予定価格」、1 億 8,140 万 1,000 円に対して、「契約金額」は同額の 1 億 8,140 万 1,000 円でございます。「契約の相手」は、新小岩の笹崎塗装株式会社でございます。「工期」は契約締結の日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まででございます。

次ページをご覧くださいまして、3 「工事の概要」でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

4 「参考資料」といたしまして、次ページをご覧ください。案内図は別紙 1 のとおりとなっております。さらに次ページには、別紙 2 といたしまして、配置図を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 35 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第 35 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 36 号「葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」について上程いたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは、議案第 36 号「葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

1 枚おめくりいただきまして、こちらに「提出議案」を添付してございますが、内容につきましては、さらに 2 枚おめくりいただいた 4 枚目の右肩に「参考」とございます資料をご覧ください。

1 「工事の目的」でございます。葛飾区立亀有中学校につきましては保全計画の対象物件として本工事を行うものでございます。

2 「契約の概要」でございます。「工事件名」は「葛飾区立亀有中学校外壁改修（塗装）その他工事」でございます。「工事箇所」「契約の方法」については、記載のとおりでございます。「予定価格」、2 億 2,305 万 8,000 円に対して、「契約金額」は 2 億 2,291 万 5,000 円でございます。「契約の相手」は、高砂の清水ペイント株式会社でございます。「工期」は、契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日まででございます。

次ページをご覧くださいまして、3 「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

4 「参考資料」といたしまして、次ページをご覧くださいまして、案内図は別紙 1 となっております。さらに次ページには、別紙 2 といたしまして配置図を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 36 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第 36 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 37 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関

する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

**○学務課長** それでは、議案第 37 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えております。

資料を 1 枚おめくりください。議案の「提案理由」は、学校医及び学校歯科医に係る休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改める必要があるため、本案を提出するものでございます。

今回、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例が、4 月 1 日に施行されたことに伴い、公務災害補償の制度の均衡を保つために区の条例を改正するものでございます。

恐れ入ります。資料を 2 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。右側が改正案、下線部が改正箇所でございます。内容といたしましては、恐れ入ります、さらに資料を 1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表の 2 ページの別表、補償基礎額表につきまして、記載のとおり金額を改めるものでございます。

なお、表の下付則におきまして、施行期日及び経過処置を定めてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 37 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 37 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 38 号「（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校教育推進担当課長。

**○学校教育推進担当課長** それでは、議案第 38 号「（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

1 枚おめくりいただきまして、2 ページ目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに 2 枚おめくりを頂きまして、右上に「参考」と記載している資料をご覧ください。（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事請負契約締結について説明いたします。

1「工事の目的」でございます。「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画に基づき学校施設として整備を進めている新宿地区の屋内温水プールの建築工事を行うものでございます。

2「契約の概要」でございます。（1）「工事件名」は「（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール建築工事」でございます。（2）「工事箇所」、（3）「契約の方法」につきましては、記載のとおりでございます。（4）「予定価格」は24億7万9,000円で、（5）「契約金額」は24億2,000円でございます。（6）「契約の相手」は、奥戸二丁目40番6号の大翔建設株式会社。（7）「工期」は、契約締結の日の翌日から令和10年7月14日まででございます。

裏面にいきまして、3「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

4「参考資料」としまして、案内図を別紙1のとおり、配置図・平面図等を別紙2のとおり、それぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第38号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○教育長** 異議なしと認め、議案第38号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第39号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」を上程いたします。

生涯学習課長。

**○生涯学習課長** それでは、議案第39号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」ご説明させていただきます。

まず、「提案理由」でございます。1枚おめくりいただきまして、葛飾区文化財保護条例第25条に基づき、文化財保護審議会に諮問する必要があるため提出するものです。

1「諮問事項」でございます。まず（1）「区指定文化財の指定範囲の変更について」ですが、対象の文化財は旧たなかや料亭となり、昨年度、指定文化財として指定した旧たなかや料亭の文化財としての範囲を変更するものです。詳細については、1枚、おめくりいただき、2ページの別紙1をご覧ください。

名称につきましては「旧たなかや料亭」となり、所有者は株式会社中村住販、代表取締役中村文隆、住所は柴又七丁目3番8号となります。

「建物の概要」、そして「建物の特徴」及び次ページの「由緒・沿革」につきましては、記載のとおりとなります。

続きまして、指定範囲の変更となる「昭和棟の一部（土間空間）」についてご説明させてい

たきます。昭和棟の一部の土間空間とは、1階が大正棟と昭和棟をつなぐ土間空間となっており、2階は大正棟の北西側の昭和棟座敷に至る通路部分を指しております。この部分は大正棟1階の土間空間と連続して長らく存在してきたため、旧たなかや料亭を代表する店の空間として認識されております。また同時に当該部分の架構が大正棟に直接接続し、取り外すことで大正棟の損壊を招くおそれがあるため、切り離すことのできない構造物であることの2点の理由により、土間空間とこれを構成する構造物は大正棟と一体の構造物とみなすことができると考えております。

図面を4ページにつけておりますので、あわせてご参照いただければと思います。配置図現況の中央の破線部分が追加指定の範囲となります。

また、5ページには、今後の保存及び活用の考え方を添付してございます。

3ページに戻っていただき、続けて説明させていただきます。現在、文化財として指定されている大正棟の価値を保存継承するためには、大正棟の当初の姿にその後の昭和棟の建設・接続された部分を追加することによって、前後の時代の双方の痕跡を残すことが可能になり、総合的観点から、大正棟の建築としての文化財的な価値を最大化できることに大きく寄与するものでございます。

以上が区指定文化財の指定範囲の変更について、旧たなかや料亭の説明となります。

1ページにお戻りいただき、諮問事項(2)「区登録文化財の登録について」ご説明を続けさせていただきます。対象文化財といたしましては、亀有香取神社 猩々暁雲筆 大行燈絵となり、詳細については6ページ、前後して申し訳ありませんが、別紙2をご覧ください。

登録を行う対象の文化財については、亀有香取神社所蔵 猩々暁雲筆 大行燈絵となります。作者は河鍋暁雲となり、対象の行灯絵の大きさは一つが横282センチ、縦103センチ。もう一つが横282.5センチ、縦104センチとなります。

「作品概要」ですが、9ページに対象文化財の写真を添付しておりますのであわせてご覧いただければと思います。武人姿の人物2人を描いた絵と、暴れ馬を手綱で抑えようとしている2人の従者を描いた絵で、一対となっている作品となっております。

薄手の絹本に、墨と淡彩で描かれており、裏打ちなどの表装は施されておられません。「猩々暁雲」と「暁雲」の朱文方印の落款があり、暁雲本人の自筆作品であると考えられます。

作品の保存状態は、全体的にはあまりよくありませんが、人物像は、2人とも頭部が破損されて欠損もあります。ただ、絹本全体にシミや汚れ、傷みがありますが、絵の部分は色もよく残っており、修復や補強により、状態の改善ができると考えられます。

来歴についてなのですが、詳細については不明です。亀有香取神社との何らかの関係性から奉納されたものと思われますが、現時点では有力な史資料の確認には至っておりません。引き続き調査を行う必要があると考えております。

制作年代に関しても、明記がないため、暁雲の作画期である明治 20 年代以降、没年である明治 41 年までの間と考えられます。

また、本作品が収納されていた紙箱の上蓋には、墨書で「猩々暁雲筆 大行燈絵画／東京亀有 香取神社」と記されており、所有者の香取神社としても、この作品を暁雲作の大行燈絵と認識していたと考えられます。

暁雲は現存する作例が極めて少ないことでも知られており、本作品は新発見資料である可能性が高く、極めて貴重なものと考えられます。

続いて次ページの作者についてご説明させていただきます。本行燈絵の作者は河鍋暁雲となり、幕末・明治期に活躍した絵師・河鍋暁斎の次男となります。父・暁斎のもとで画業を学び、その画風を継承し、明治中期から後期が作画期となります。現存作品は少なく、現在、確認されているものは 10 点に及びません。代表作としては、宮内庁三の丸尚蔵館が所蔵する「百布袋之図」が知られており、先ほど申し上げましたが、本作品は新発見資料である可能性が高く、極めて貴重なものと考えております。

「画題等について」は、記載のとおりとなります。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 39 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 39 号について原案のとおり可決いたします。

次に、報告事項等にまいります。先ほど申し上げたとおり、まず初めに報告事項等の 5 「いじめによる重大事態の調査結果について（その 1）」の報告をお願いします。

報告事項等 5 「いじめによる重大事態の調査結果について（その 1）」

報告事項等 6 「いじめによる重大事態の調査結果について（その 2）」

— 非公開 —

以上で非公開とした案件を終了いたしますが、ここでおわびと訂正をさせていただきます。

先ほど説明した議案第 39 号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」、こちらは非公開ではなく、公開扱いで本来すべきだったのですが、非公開の中で続けてご審議を頂きました。本来であればこの後、ここで非公開から公開に切り替えた後にご審議いただくべきものだったのですが、おわびして訂正させていただきます。失礼いたしました。

それでは、報告事項等の 1 「区長の専決処分（損害賠償額の決定）に係る区議会への報告に

ついて」の報告をお願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは、報告事項等の1「区長の専決処分（損害賠償額の決定）に係る区議会への報告について」のご説明をいたします。

1「専決処分事項」、損害賠償額の決定でございます。

2「損害賠償の相手方、契約件名、遅延日数及び損害賠償額」は記載のとおりでございます。

3「事案の概要」でございますが、四ツ木中学校の令和8年1月のガス料金につきまして、相手方の発行する請求書に基づき、令和8年2月9日までに支払うべきところ、請求書の到着の確認を怠りまして、支払いを遅延させたことにより延滞利息が発生したため、その延滞利息の額を損害賠償として支払うものでございます。

4「専決処分年月日」は、令和8年4月27日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 単純な質問なのですが、庶民感覚で、こういったいわゆるガス料金とか電気料金とかというところは、毎月発生するものなので、一般的に普通の家庭だと自動引き落としをしているのですけれども、そういったことは難しいものなのではないでしょうか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 現在におきましては、相手の請求に基づきまして、その都度、都度、お支払いをさせていただいているところでございまして、自動引き落としといった対応はしていないところでございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 いろいろ今、校務のDXとかを進めている中で、こういった人為的なことをやってしまうとミスが生じてしまうものかなと思うので、ルール上の、法律上の何か制限があるのかもしれないのですけれども、可能であれば、こういったところも自動化できるとご負担が減り、こういうミスも減るのかなというところで。庶民感覚での意見でございます。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 今回に関しましては、仮説校舎の建設が終わって、最初のガスの支払いというところの中で、新しく出てきた契約だったというところでございまして、通常です、私どものほうに請求書が届き、それに対して支払いという形となっております。その都度、契約の金額の内容ですとか、そういったものについて確認をして、お支払いをするという作業をしておりますところでございます。金額が変動するということもございますのでそういった対応をしておりますが、ご意見を頂いたことにつきましては、研究をさせていただければと考えてござ

います。

以上でございます。

**○教育長** よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項等の1を終わります。

続きまして、報告事項等の3「小松南小学校の改築に係る旧松南小学校敷地の活用について」の報告をお願いします。

学校施設整備担当課長。

**○学校施設整備担当課長** それでは、報告事項等の3「小松南小学校の改築に係る旧松南小学校敷地の活用について」ご説明いたします。

小松南小学校の改築に当たりまして、仮校舎としての旧松南小学校敷地の活用方法について、整理をいたしましたため報告をするものでございます。

まず1「旧松南小学校敷地の活用方法について」でございます。（1）「旧松南小学校校舎の現況」につきまして、旧松南小学校の校舎は、昭和42年から昭和46年にかけて建設しておりまして、最も古い校舎棟では築59年が経過しております。廃校以降は、校舎棟及び体育館棟にそれぞれ耐震改修工事を実施しておりますが、大規模な更新・改修を行っていない状況でございます。

次に（2）「改築事業終了後の跡地活用」につきましては、施設部が中心となりまして、地域の要望及び庁内の意向を踏まえ、庁内で検討を進めているところでございます。

次に（3）「仮校舎の整備方法」につきまして、ア、校舎につきましては、既存校舎棟を解体しまして、プレハブ造による仮設校舎を整備いたします。イ、体育館につきましては、既存体育館棟を改修し、引き続き活用してまいります。

次に2「今後のスケジュール（予定）」につきましては、記載のとおりでございます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わります。

続きまして、報告事項等の4「令和7年度区立小・中学校卒業生の進路状況について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

**○教育指導課長** 「令和7年度区立小・中学校卒業生の進路状況について」ご報告いたします。

まず小学校の進路状況でございます。卒業生総数は、3,500人。全ての児童が進学をしてございます。都内中学校に3,315人、都外中学校に182人、その他、海外現地校等に3人でございます。都内中学校の内訳につきましては、公立中学校への進学が、2,918人。東京大学教育

学部附属中等教育学校の国立中学校へ5人。私立中学校に392人となります。公立中学校への進学のうち、葛飾区立中学校への進学が2,846人。そのうち、校区内が2,646人、校区外が200人でございます。また公立のうち、葛飾区以外の区市町村立中学校及び区立中等教育学校へ31人。都立中等教育学校及び都立高校附属中学校へ37人。特別支援学校への進学が4人でございました。

続きまして、3ページをご覧ください。中学校の進路状況でございます。総数は、2,908人。その内、2,854人が進学、9人が就職、9人が職業教育機関等、29人が在宅で、その他が7人でございます。進学の内訳は、公立中には1,800人、国立に9人、私立に1,045人でございます。公立に進学した生徒のうち、全日制課程に1,590人、昼夜間を含む定時制に145人、通信制に10人、高等専門学校に15人、特別支援学校に40人でございます。

小学校・中学校、それぞれ2ページ、4ページに過去5年間の推移をお示ししております。それぞれ、微増・微減がございますけれども、全体としては大きな変化は見られないと捉えております。様々なタイプの都立高校の中で、不登校生徒を受け入れている単位制のチャレンジスクールや、公立の定時制課程への進学が増加も、特徴的と考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

壺内委員。

**○壺内委員** 葛飾区の高校進学率、全国平均が98%ちょっとということで、葛飾区も98%に達しているということで、とてもうれしいかなと思います。

今、指導課長から話がありましたように、進学率を上昇させている特徴が、私もよく分からなかったのですが、私立の高等学校通信制課程ですね、これが軒並み3桁という、今年は159人、前年度は175人ということで、都立の通信制課程が大体10から20ということですね。一つの学校で6、7人が私立の通信制課程に進んでいるということで、通信制課程、最近人気がとてもあるのではないかと思います。都内には私立、もし知っていたら結構です、何校ぐらいあって、魅力というのか、なぜ人気なのか。その辺あたりちょっと教えてくださればと思います。

**○教育長** 教育指導課長。

**○教育指導課長** 通信制課程の高校につきましては、何校というのは今定かではないのですが、魅力といたしましては、オンラインで授業を受けることができるということで、不登校のお子さんがそちらに行って勉強することができる。また、例えば、自分の学習のペースに合わせて学習ができる。そういったところが魅力になっているかと思っております。

**○教育長** 壺内委員。

**○壺内委員** 私立が人気あるんですね、非常に。都立も当然やっているのだらうと思うのです

が、私立の通信制課程が非常に人気だという。何か特徴的なことはあるのかな。授業料が私立のほうが高いのではないかと思いますけれども、当然。もしつかんでいたら教えてください。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、私立の通信制課程の高校の数が、大変に都立の通信制課程よりもかなり多いというところが、数の多さにはつながっているのかなというところでございます。

以上になります。

○壺内委員 何か特に魅力があるのですかね、やっぱり。

○教育長 よく言われているのが、幅広いカリキュラムです。選択できるカリキュラムのバリエーションが私立の、今、人気のあるところはものすごい講座を持っていたという話はよく話題にはなっています。

何か追加はありますか。

教育指導課長。

○教育指導課長 まず、私立の通信制課程の魅力といたしまして、自分のライフスタイルに合わせた学習ができるという仕組みが既に出来上がっていて、そのところで学習ができるということと、認定試験ですね。定期的に定期試験を受けるのではなくて、認定試験を受けて進学ができるというところと、進学進路指導をすごく丁寧にやっていただけるというところが魅力になっているかなというところになります。

○壺内委員 都立高校、頑張ってもらいたいと思っています。

以上です。

○教育長 都立もいろいろ工夫していると聞きますが。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わります。

続きまして、報告事項等の7に飛びます。7です。「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の更新について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の更新について」説明いたします。

1「目的」でございます。本区では、近年の熱中症予防対策の必要性の高まりなどにより、計画的な水泳指導が難しくなってきたことから、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」や実施計画を定めまして、水泳指導の屋内温水プールへの移行を進めてきたところです。

現在では半数以上の小学校が移行しておりますが、民間施設の撤退や休止に伴う実施日程の変更、バスの確保、移行後の学校プールの取扱いなどの課題が生じてきているところでございまして、全小学校の屋内温水プールへの移行をより計画的に進めていくために、こうした課題

への対応なども含めまして、方針の更新案を取りまとめましたので、報告するものでございます。

なお、本件方針の更新後は、実施計画の見直しも行いまして、全小学校の移行時期を示した移行計画に変更した上で事業を進めてまいりたいと考えております。

2「方針の更新案」につきましては、別添にございますので、後ほど説明をさせていただきます。

3「今後の予定」としまして、来月の区議会文教委員会に本件を報告しまして、7月の教育委員会におきまして新たな方針としてご審議いただきたいと考えております。また、方針の決定後の9月には、移行計画案を示してまいりたいと考えております。

それでは、別添の方針の更新案につきまして説明いたします。まずは2ページをご覧ください。（3）これまでの「取組の成果」でございます。学校プール使用校と屋内温水プール利用校における天候を理由とした延期・中止時数を掲載してございます。また、次の3ページからは、実際に温水プールに移行した学校の教員や児童向けアンケートの結果でございます。

過去に開催されました教育委員会の中でもご報告した内容ではございますが、いずれの設問におきましても、肯定的な回答が9割程度となっております。

1ページ飛びまして5ページをご覧ください。5ページでは、参考ではございますけれども、校長先生のヒアリング結果としまして、アンケートのほかに温水プールに移行した学校の泳力の状況の推移を掲載しております。学校ごとの詳細につきましては、18ページ以降で状況をお示ししておりますけれども、結果としましては、学校内で行ったとしても、学校外で行ったとしても、明らかな成果というところまではなかなか評価することは難しく、取組の成果としましては、参考として掲載したものでございます。

しかしながら、中段にございますように各校長からヒアリングした内容を記載のとおりまとめてございますが、泳力の向上に関しまして、前向きな評価の声が聞かれたところでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。（4）これまでの取組の中での「課題」でございます。課題としましてはアからウの3点ございまして、民間施設の撤退及び休止、バスの確保、移行後の学校プールの取扱いを挙げてございます。

7ページをご覧ください。3「屋内温水プールにおける水泳指導の考え方」でございます。

（1）「移行の考え方」としまして、2段目をご覧ください。「そのため」といったところですが、今後は区の総合スポーツセンターや民間の屋内温水プールに加え、区が整備する屋内温水プールを活用した全小学校の水泳指導の移行を進めてまいります。

一方、中学校につきましては、時間割編成上の支障もありますので、原則、学校プールで水泳指導を行いますけれども、改築や大規模改修、また区で整備する新宿やお花茶屋の屋内温水

プールへアクセスしやすい学校については、個別に判断をまいります。

一つ飛ばしまして（３）「水泳指導における授業時数」をご覧ください。水泳指導における授業時数でございますが、こちらは次の９ページにまたがって記載しておりますが、これまで夏季休業中の水泳教室の代替も含めまして、各学校 12 単位時間又は 14 単位時間で実施しておりますところ、今後の授業時数につきましては 12 単位時間程度としまして、着衣泳を行う小学校 5 年生・6 年生につきましては 1 回分増やして 14 単位時間程度といたします。

続きまして、４「民間事業者等の施設の活用及び新施設の整備」でございます。（１）として、これまでどおり民間施設と区内 2 カ所の総合スポーツセンターを継続して利用していくこと。また 10 ページに進みまして、（２）として「新施設の整備」でございます。区が整備を進めている新宿及びお花茶屋の屋内温水プールは、各施設 10 校程度が利用可能と考えてございますので、両施設が本格稼働する令和 12 年には、既に移行している小学校 28 校と合わせまして、全小学校の水泳指導の移行が完了する見込みとなります。しかしその一方で、施設の受入余力やバス運行の効率等の面で課題が残りますので、地域バランスを考慮した上で、新宿・お花茶屋に次ぐ 3 施設目となる温水プールの整備を進めてまいりたいと考えております。

11 ページでございますけれども、こちらには 3 施設目の必要性を検証するために受け皿としての余力のシミュレーションをまとめております。試算の条件としましては、記載のとおりでございます。先ほど課題として挙げました民間施設の撤退・休止、また必要な大規模改修等で施設が使えないなどの一時的な備えとしましても、この必要な余力というものを確保したいと考えております。

12 ページをご覧ください。今後の 3 施設目の整備に当たりましては、末尾に記載のとおり、新宿及びお花茶屋の温水プールと同様に学校外への設置を基本として検討を進めてまいりたいと考えております。

13 ページをご覧ください。５「移行前の小学校及び中学校での水泳指導に当たっての熱中症対策」です。こちらはこれまでに遮光ネットの設置やプールサイドへの散水等の対応を行っておりますが、引き続き学校現場との協議をしながら熱中症のリスク低減に努めてまいります。

14 ページをご覧ください。「移行後に使用しなくなった学校プールの取扱い」です。こちらは、既存プールの解体により効果的な活用が見込める場合には解体を進めるというものでございますが、これまでは単独棟のプールのみの実績でございます。今後は解体の困難な合築棟のプールにつきましても、転用等の検討を進めてまいりたいと考えております。

15 ページをご覧ください。７「移動手段の確保」でございます。今後、全小学校で移行しますとバスの確保が課題となってまいります。そこで中段の「試算の条件」にもありますように、徒歩基準を 750 メートルと設定し、新宿・お花茶屋への移行が完了した場合と 3 施設目を区南部エリアに整備した場合の年間必要台数を試算いたしました。表中でございますけれども、令

和7年度の実績は1,207台で、2施設整備後には1,600台と一時的に増加しますが、3施設目ができると将来的な必要台数を現在と同程度に抑えられることが分かりました。

16ページをご覧ください。しかしながらバスの確保が課題であることには変わりありませんので、安定的なバスの確保に向けて様々な手法を検討していくと同時に、移動時の安全確保としましては、引き続き追加での人員配置をしながら、そういったことを中心に対応を進めてまいります。

最後に、17ページをご覧ください。「事業経費の試算」でございます。こちらは昨年9月の教育委員会におきまして報告いたしました内容から、時点の更新を行ったものでございます。新施設である3施設目を学校外に整備した場合のものでございます。しかしながら3施設目の整備地というものが全く決まっている訳ではございませんし、物価の高騰、燃料費の上昇等も先がなかなか見えない状況にございますので、別の手法と比較するような内容とはなってございませんが、こちらは3施設目の整備地を具体的に検証する際には、その妥当性を改めて比較検討してまいりたいと考えております。

本件の説明は以上でございまして、以降、参考資料としまして各施設の配置図ですとか、学習指導要領の抜粋を添付してございますので、あわせてご覧おきを頂ければと存じます。

私からの説明は以上です。

**○教育長** ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。

谷部委員。

**○谷部委員** 昨年、四ツ木のメガロスさんが休止していたと思うのですが、そこは再開したのでしょうか。

**○教育長** 学校教育推進担当課長。

**○学校教育推進担当課長** メガロス葛飾につきましては、昨年の9月から、まずキッズスクールを除いて、店舗の営業としては再開をしております。また、今年の4月からは通常再開ということでやっておりますけれども、人数規模の多い葛飾区の学校教育としての水泳指導については、もう少し時間をかけて再開をしたいという施設側の意向も伺っておりますので、こちらにつきましては、まず令和8年度として利用する予定はございません。しかしながら、引き続き事業者と協議を重ねながら再開に向けて進めていきたいと考えております。

**○教育長** 谷部委員。

**○谷部委員** その場合、昨年度までメガロスさんを利用するようになっていた学校というのは、代替のところがみついているということですか。

**○教育長** 学校教育推進担当課長。

**○学校教育推進担当課長** 更新案の6ページをご覧ください。と存じますけれども、今、お話ししたメガロス葛飾につきましては、民間施設Bとして掲載をしております。営業が一時休

止した際に対応として、休止時点で未実施であった2校の指導につきましては、ほかの2施設にそのまま振り替えて実施をしてございまして、今年度につきましても、同様に振り替えての実施を考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 この水泳指導の移行については、熱中症対策もそうなのですが、教員の働き方改革の視点からもぜひ進めてほしい事業かなと思うのです。進めていくのはなかなか厳しい、いろいろな課題があるのですが、これ、前もちょっとお話ししたことがあるのですが、区の温水プール施設が2カ所ありますよね。それが今、1校ずつ利用がというお話なのですが、なかなか学校が入っていくのが難しいというお話は以前にも聞いたのですが、やはり区の施設、1校しか利用していないというのは何とも。場所的にも水元総合スポーツセンターは、水元地区のいい場所にありまして、エイトホールなんかは区の中心地にあり、徒歩で行ける学校もあると思うので、何とかうまく進めていくことは難しいのかな。

新宿とかお花茶屋が新しくできた場合に、全部学校が年間通して使うわけではないので、そういうものについては、今、エイトホールとか水元を利用している団体にも貸し出していくことも可能なので、そういうところをすり合わせて、せっかく今ある区の2施設で、もう一校ずつくらい入れると、利用できる学校も増えていいのかなと思うのですが、現状、どうなのでしょう。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 冊子にある更新案の9ページにも記載をしているところですが、概要につきましては先ほど委員からご指摘・ご意見頂いたとおりでございます。今現在でいえば、奥戸と水元の総合スポーツセンター、1校利用しているという状況でございまして、我々としましても、こちらについては実施計画に定めまして、2校ずつの利用というものを考えてございます。

とはいえ、一般の営業日と制限も関わってくる内容でございますので、今現状でいうと、早期にまず奥戸総合スポーツセンターについては1校増やしたいと考えておりますし、なかなか営業日数の拡大が難しい水元の総合スポーツセンターについては、今の時点で増やせるかどうかともまず検証はしていきますけれども、委員、ご指摘のとおり、新宿の温水プールができた際、どのような形でその施設が使われていくのかということも踏まえて検証していきたいと考えております。

○井口委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

谷部委員

○谷部委員 本来に保護者も学校も期待しているのですけれども、まず今、学校のプール自体の施設も、かなり老朽化していて、そこもどう修繕していくのかというところです。何かちょっともったいないということで、1日も早くというふうに。期待の施策でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長 ご意見ということで賜ります。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告事項等の7を終わります。

続きまして、報告事項等の8「令和7年度『子どもを犯罪から守る』まちづくり活動支援事業の実施状況について」の報告をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、報告事項等の8「令和7年度『子どもを犯罪から守る』まちづくり活動支援事業の実施状況について」ご報告させていただきます。

1「概要」でございます。本事業は、大人のまなざしと地域の力で子どもたちの生活環境を安全にしていくなめ、平成14年度から活動を行っており、今回、令和7年度の実施状況を報告するものでございます。

本事業の目的は、2「事業の目的」にありますとおり、「まちの中にある犯罪を誘発する環境的要因を改善する取組を通じ、住民自身の手によるまちづくり活動へと発展していく」ことを目的としております。

次に3「支援組織」でございます。本事業についてはPTAが中心となつて地域での活動を展開しながら無理なく学習できるよう、ステップごとに講座を開催しておりますが、活動の全期間の見通しや関係者・関係団体との連携等について、講座参加だけでは習得することが難しいです。そのため、それぞれのPTAに対し、「子どもを犯罪から守るまちづくり活動推進会」や「葛飾区青少年委員会」から支援者を配置し、支援を行っております。

次に、4の「実施状況」でございます。今年度は五つのPTAが継続して取組を実施しております。また14年度から令和7年度までの取組団体数は新規が54団体、継続が105団体、延べ159団体が取組を行っております。

5に記載の「令和7年度の実施状況」ですけれども、先ほども申し上げたとおり、五つのPTAが継続して調査を実施しております。また、改善活動に取り組む団体も複数ある状況となっております。PTA活動が過渡期を迎えている中でも、子どもの安全について関心を高く持ち、この活動に、継続的に取り組んでいるPTAがあると認識しております。

次ページに移りまして、最後に6「今後後の課題と方向性」でございます。PTAの組織率の低下や活動の縮小化など、この取組を進めていく上で困難な状況が生まれておりますが、自治町会や青少年育成地区委員会、学校地域応援団の参加などを促しながら、(1)PTA、各取組団体が自主的・継続的に実施していくための支援方法。(2)地域リーダーの養成と組織

化。（３）他部署との連携強化につまして検討を行いながらこの活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

本件の報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご意見等はございますでしょうか。

田中委員。

**○田中委員** 子どもを犯罪から守る活動ということで、犯罪から守るという文脈ですとか、あと環境改善というところをしましょうというのは、これはもう誰もがやったほうがいいよねという活動かなと思っております。

ただ、一方で、この活動が、ＰＴＡが主体となってこれをやってきたというところで、ＰＴＡの組織の弱体化といいますか、時代の変遷に伴って、なかなか活動が思うようにいっていないというところかなと理解いたしました。

２点質問なのですが、こういった学区環境の、子どもたちの安心・安全を守るための取組を教育委員会、区として全体の取組があるのかなと思うのですが、それがどういったものなのかというところが１点と。もう一つが、子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援事業が全体の活動の中で、どういった位置づけでされているのかというところをお伺いしたいです。

**○教育長** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長** まず区全体の取組についてなのですが、やはり区でも安全に関する取組ということで、通学路等に関する部分で、安全を確認するという取組が行われていると認識しております。ただ、区の全体の取組というのは、私のほうでパッと出てこないもので、それは後ほどまた確認させていただいて、報告させていただければと思います。

そして、この取組についてなのですが、こちらのほうが全体的に取り組んだほうがよいのではないかとご質問だったと思います。本件の取組については、これは生涯学習、社会教育の一環として行っておりまして、我々の取組の仕方といたしましては、ＰＴＡの自主的な活動という形で捉えております。そのため、実施するＰＴＡが希望するというところで、我々がこれを支援するという立てつけで、今現在、活動を行っているという形となっております。

**○教育長** 田中委員。

**○田中委員** ありがとうございます。通学路、道路の取組に関しては、今、交通指導員さんを配置いただいて、交通安全とか子どもの安全を守るというところはやられているという認識はございます。

一方で、こういった不審者対策のような犯罪から身を守るところは、なかなか十分な取組がないのかなという認識を私としては持っておりまして、そういったところをＰＴＡでやっという動きがあるとは聞いております。

ただ、一方で、ご指摘のとおり、保護者さんも今共働きの非常に多く、今、いろいろお金が

かかる時代なので、こういった地域活動ですとか、本来やったほうがいいよねというボランティア活動に時間を割けないという現状があつて、そこに頼った活動というのも難しさというのが、顕在化しているかなと思っております。

また、社会教育という観点もあつて、去年ですか、社会教育委員の皆さんとも意見交換をさせていただいて、社会教育が非常に大事だなという一方で、なかなかそれが浸透する難しさというところもあると思います。

やったほうがいいよねという理想と現実と、そのギャップをどう埋めるかというのが課題かなと思っており、そのやり方というところも時代に合わせた形でいろいろ変わってくると思うのです。なので、こういった大きな目的、犯罪から子どもを守りましょうですとか、安心な環境をつくりましょうというところに対して、この活動も、もちろんよろしいかと思うのですけれども、いろいろな手段をもって子どもたちを守るための取組をしていくのがよろしいかなと思います。

なので、PTAが主体ですよというのは理解しつつ、区や教育委員会としても何か指針を示して、子どもたちの安全を守る活動の旗印があると、よりいろいろな手段が、アイデアが出てくるのではないかなと思いました。

ご検討いただけると幸いです。

**○教育長** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長** 今、委員からご意を頂いたところにつきましては、今後、この事業をどのようにしていくかというところに深く関わる部分だと認識しております。

今後、旗印という言葉もありましたので、そういったことを含めて検討はさせていただければと考えております。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わります。

続きまして、報告事項等の9「葛飾区体育施設条例の一部改正について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** 報告事項等の9「葛飾区体育施設条例の一部改正について」説明させていただきます。

項番1の「趣旨」についてですが、令和7年10月1日から、一部の屋外体育施設を対象に、営利を目的として体育施設を使用する場合の利用料金の限度額を定めております。3ページ目下段の参考で示した奥戸総合スポーツセンター陸上競技場をはじめとした、多目的広場、フットサル場、球技場が該当施設です。

1ページ目に戻ります。今回、その他の体育施設においても営利を目的とする利用が生じて

いるため、葛飾区体育施設条例を一部改正し、対象施設を拡大するものです。

項番2「改正案概要」ですが、(1)新たに対象とする体育施設は、トレーニングルームなど個人利用のみの利用可能な施設を除き貸切り利用をすることができる全施設を対象といたします。2ページ目以降の別紙「新たに対象とする体育施設」のとおりでございます。

(2) 営利を目的とする場合の利用料金限度額は、体育目的又は体育目的以外で使用する場合それぞれの区分に応じた限度額の100分の200相当といたします。

(3) 今後のスケジュールは、令和8年9月の第3回区議会定例会に体育施設条例の改正案を提出し、令和8年10月、改正条例公布。令和9年1月に、令和9年4月分の体育施設の抽選。そして、令和9年4月に改正条例施行の予定でございます。

説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の9を終わります。

以上をもちまして報告事項等を終わります。

続いて、資料配付に入ります。教育総務課長から一括して説明をお願いします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** 本日の資料配付でございますけれども、「令和8年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」と「令和8年度葛飾子どもまつりの実施結果について」、最後に「令和8年度特別展『葛飾区大花菖蒲展』について」、以上3件、資料配付とさせていただきます。改めてご覧おきいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** お受け取りのほど、お願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了となりますけれども、そのほか委員の皆様からご意見、ご質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして令和8年教育委員会第5回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時34分